

本日の会議日程等について協議検討をいたしました結果、
日程の順序についてはお手とに配付のとおり決定し、審議願う
ことといたしました。一見しておわりのように日程の大部分は
委員会が託分を議長あてに報告されたものが七件、新たに提
出された分としては市民からの陳情と議員提案議案各一件、他
に閉会中の継続審査申し出、特定事件であります。つぎ十一
件が本日の日程であります。

なお本定例会の初日、松山議員からの一般質問中、所得数値
の一部について担当者より補足のため発言を求められており
ますので、本件は冒頭にこれをお願いすることにしたしまし
た。又初日にも申しあげました。本日は全員協議会も
予定されておりますのでお含みお祈願いたします。

オ二回定例会も本日を最終日として十日間の会期を終了
するわけでありますが、各位のご協力をいただきました。して
円滑に議事が進みますようお願ひいたしました。簡単に
すが報告を終ります。

○議長（末次性男君） ただいま委員長から報告のとおり本日の
議事を進めますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（末次性男君） この際本定例会の初日における十番松山有
君からの一般質問中の所得数値について補足説明のため、担
当者より発言をお求めしておりますのでこれを許します。

○福祉事務所長（森田 猛君） 自席からお許しをいただきました。
松山議員さんの質問に対しては、回答を申しあげます。
オ二子目の金額でございますが、半額にした場合月額七万九
千五百円、これは六月一日現在でございます。これを一年分とい
しますと九十五万四千円になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（末次性男君） 以上で所長の発言は終了します。

○議長（末次性男君） これより日程に入ります。

日程オ一議案オ三十三号福生市農地課税審議会条例を

議題とさせていただきます。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務委員長 田村匡雄 君 登壇）

○総務委員長（田村匡雄 君） 指名がございましたので審査報告とさせていただきます。

（議案審査報告書朗読）別添参照

本案について補足説明をさせていただきます。

本案は、承知のように昨年暮の地方税法の一部改正が交は施行され、市街化区域農地に対する宅地等課税が三段階に分けて課税されるようになりました。当市の条例もこれを受けて、十二月定例会において議決され施行されたことはご承知のとおりでございます。その当時付託を受けました当委員会においては、この宅地等課税から免税できる道はないものかということと、長時間にわたって審議した経過があり、すが、結果的に国の法律施行があり、自治の権限を救う道はないが、公共の

用に供するため、例えば公園等に市に思償提していただくいは免税措置ができるということであつたわけでございます。

その後国におきとも本年度から課税対象となつてくる一号農地に対する課税は、本年度はとりあえず現に耕作の用に供してつる一号農地については減税措置ができるように特例措置が設けられ、市長が減額農地と認定するたのり諮問機関として五名の委員からなる農地課税審議会において調査審議して、一号農地に対する減税を市長に答申し、市長が認定したのりについて減税措置ができるようにしようということで本案が提出されたものであります。この審議会委員は一号農地の多い市では七名

という所もあります。福生市では五名で組織することとし、委員の選出については他市町村においては農業に關し、識識経験者として都市計画審議会から二名、その他の学識経験者として議会側から一名という選出方法をとつてつる所が多いようであり、福生市においては一号農地について耕作の用に供し

つゝるかいまいか。調査審議対象となる農地は三十一筆、四十八百二十一坪ぐらゐであるが、今後の二号農地、三号農地の減額措置については自治省と農林省が研究してゐる段階である。

以上のような説明がなされ、本案について採決したのであります。以上、全員一致で原案を不決すべきものと決定した次であります。よろしく委員会の趣旨にさうようお願いします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

（いより委員長報告に対する質疑を行ないます。）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号は討論を省略し委員会報告とあり決定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会

審査報告とあり不決したい旨の動議が提出されししたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第三十三号福生市農地課税審議会条例は委員会審査報告とあり

不決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二議案第三十九号昭和四十七年度福生市

一般会計補正予算第三号を議題といたします。

本案については各常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から順次報告を願います。

最初に総務委員長田村匡雄君

（総務委員長田村匡雄君登壇）

○総務委員長（田村匡雄君） 指名をいたしましたので審査

報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

補正説明をさせて了たてます。

本委員会に付託された所管は才入金般と総務費、予備費、市債の関係でございますが、冒頭に担当の主幹より内容説明がありました。

まず才入においては、国庫負担金は単身の精薄者が施設に入所した場合国から十分の八の負担金三十七万六千円、同じく都から十分の二の負担金九万四千円をそれぞれ一名分の十ヵ月分を計上し、都補助金では市町村振替交付金として二百万円、老人クラブ十八団体に対する補助金として一団体四千五百円から九千三百円に増額されたことによつてその差額が百三万七千円、土不関係においては地域地区改正試案の作成のため都委託金として四十六万円、繰越金では四十六年度出納閉鎖による確定数字のうち二千七百円を追加補正し、雑入においては南公園のうち都市計画費が定められた一ツ公園として八千三百六十一平方メートルが含まれており、平方メートル当り千円ぐらいの整備費として八百万円を区更整理会計から受け入れたものである。市債においては流域下

水道関係の市の負担金として合計五千三百一十七万七千円に対する起債として三千七百万円を追加補正し、才出においては総務費にありてと畜場の廃止にともない行政財産から一般財産に移管されたため、と畜場あと地の整備費として百万円、先ほど議決したたき、ました農地課税審議会委員五名分の委員報酬分三万円、予備費として二十五万三千円をそれぞれ補正しようとするものである。

又本会議において繰越金の七千七百万円について指摘を受けました。才入におきまして四千二十五万八千円の収入増が二、二%の収入率となつてゐる。これは年度末近くなつて生活保護や学校関係の国庫補助金の増、あるいは財産の売却、税務関係等において大きな伸びを示し最終的に増額となりました。

又才出においては需用費等の節約により執行残として当初見込んでいたとおり二%の三千六百万円、この執行率が九八%となつてゐるが、端数については若干の補正を了したいと思つてゐる。

このような説明を受けたあと、質疑応答があり、採決いたしました。すしたところ、全員異議なく原案とおり決定した次であり、あります。よろしく総務委員会の趣旨のとおり決定をいんことを望みます。議長（末次性男君）次に建設委員長、高波忠君

（建設委員長、高波忠君登壇）

建設委員長（高波忠君）ご指名がございましたので、審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読）別添参照

なお本案について審査の補足説明をいたします。

本案の当委員会の所管分は都市計画関係の土木費中の都市計画費であり、担当課長より次のような説明がありました。

都市計画総務費四十六万四は地域地区の改正試案作成の都委託金によるもので、都市計画審議会、委員二回分の報酬、コンピューターによる土地、建物、宅地等の地区別現況調査等の資料作成代金、都と協議のうえPR用地、図作成及び説明会場の

借上料等である。下水道費の六千三百八十二万七千四の内容は

市の公共下水道排水面積九百三十五ヘクタールの基本調査計画及びカエ工区として福生駅周辺の百二十ヘクタールの認可設計業

務委託料一千七十万四、流域下水道の都から示された四千九百

一十四の事業負担金、又昭島市にできる処理場に対する環境整

備事業のうち一七、一％すなはち千二百二十六万四千四の負担金、

これは柳山公園と同程度のプール三基及び周辺整備、道路舗装

等の負担金である。公園整備費の九百万四は福生緑地南公園

園整備工事費として野球場、自由広場と入付近の芝植、植栽

として高さ約一メートルぐらいのアジサイ、つつじ、千代ナヨーゲ等

を植樹し、又野球場のバックネット、下の河の危険防止策と

して当初予算を合わせて一千二百万四をもち、柵を作ろうとする

もので、又神明公園の整備費として、公衆便所を一基設置し

ようとするものである。

以上のような説明がありました。質疑においては南公園植栽、構造物設置の規制に集中し、

植栽は一メートル以下に限られるというが、これは公園に曰のけ
がなく市民の希望する緑と太陽の公園にはほど遠く、多額の
資金を投入したわりには利用しにくいものではないか、この解
決には政治的にはたうきかける以外にない。政治的運動につ
いては多摩川流域の各市町で河川敷を利用して、そのこの規制
についてそれぞれの連絡をとりおいおい施設の改善をやってしま
い。日よけについては取りはずしのさくパラソールなど、カバ
リたいが今後検討していただきたい。又管理運営の面の傾斜に
対しては、防犯面では警察のパトカー及び駐在所にお願いし、
管理については学校と協力していただきたいと考える。又防犯灯
の設置は土手になるが公園の全体が明るくなるような所に設
置願いたいという要望もありました。又神明公園整備はトイ
レ一基の予算があるが開放地域の植樹等は今後検討してまい
りたい。――等の傾斜があり、当委員会とさせていただきます。
しては原案を不決すべきものと決定した次方でありす。
何とぞ慎重に審議のうえに不決くださるようお願いい

申しあげます。

○議長（末次性男君） 次に厚生委員長 名田 博君

（厚生委員長 名田 博君 登壇）

○厚生委員長（名田 博君） 指名がござりましたので審査報

告をいたします。

（議案審査報告朗読）別添参照

本案審査について補足説明を申しあげます。

厚生委員会所管分については福祉事務所関係の民生費、
社会福祉費の追加補正で、福祉事務所長から、社会福祉総務費
十三万七千円は市内十八クラブに對する老人クラブの補助金で、
当初予算で都補助金四千五百円に市が千円を追加し五千五百
円として予算措置をしたが、都の補助金が九千三百円と
増額され市費の千円を追加し一クラブ一月一万三百円として補
助するため年間分の差額百三万七千円を追加しようとする
ものである。又精神薄弱者福祉費の四十七万円は母子一家族を
生活保護してつたが母親の死亡により残された子供を精神施設

に収容するための一月四万七千円の十ヵ月分の措置費である。
——等の質疑があり当委員会としてはこれらの追加補正につ
いて原案を不決すべきものと決定した次であります。
係とぞご審議のうえご決定くださるようお願い申しあげ、
報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上各委員長の審査報告は終了しま
した。

こいより各委員長の報告に対する質疑を行ないます。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上ご質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十九号については討論
を省略し、委員会報告とあり不決さへんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀
雄君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委

員会報告とあり不決さいたい目の動議が提出さへした
が、本動議のとおり決すに「異議あり」せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 「異議なし」と認めます。よって議案第
三十九号昭和四十七年度福生市一般会計補正予算第二号
は委員会審査報告とあり不決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三議案第四十号昭和四十七年度福生
市福生都市計画福生土地区更整理事業会計補正予算第一号
を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してあります。
ので委員長から報告願います。

（建設委員長高波忠君登壇）

○建設委員長（高波忠君） 指名がござりましたので審査報
告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読）別添参照

本案につき、まして審査の補足説明を申しあげます。

担当課長から今回計上した二億五百六十五万円は公団住宅誘致にとりなり保留地処分金のあり、処分総額五億七千五百七十五万円のうちからするに公社が予納した保留地処分金及び利子ならぬに昭和四十六年度の契約時点における三割金、すなわち一億九百五十六万円の差引いた分及び当初予算計上済み五千万円を差引いたものである。又出払はすべて多摩河原事業費の委託料であり、公社への事業委託料一億九千七百六十五万円及び区更整理事業施行区域内一号公園八千三百六十一平方メートルの造園費を平方メートル当たり千円と見込んで一般会計において南公園整備事業費として施行をお願いする八百万円である。債務負担行為の今回の補正は多摩河原土地区更整理事業の計画変更の認可を五月二十四日、都側よりもらったので資金計画の変更によって債務負担行為の変更を九億七千七百九十六万円から十三億百十八万円にしようとするものである。なお

今後の資金計画においては、財源となる保留地処分金を低くおさえており、舗装あるは管の埋設工事等によりさらに増額の変更をお願いする予定である。——との説明がありました。当委員会としてしては原案を不決すべきものと決定した次であります。

慎重に審議のうえご不決くださるようお願いいたしまして報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上を委員長が審査報告は終了しました。このより委員長報告に対する質疑を行ないます。

○二十三番（塩野鉄之助君） 本予算案に対しては賛成するものが多いですが、最近福生市都市計画審議会に市内の調整区域や建ぺい率の改正案が議題となるように聞きおよびありすすが、この件について審議の内容をさしつかえない範囲で委員長よりお願いしたいと思ひます。

○建設委員長（高波忠君） 塩野議員さんのご質問にお答えいたします。

建設委員会におきましては、ただいまの傾向の建ぺい率の問題については、傾疑はございせん。建設委員会の目に二時から都市計画審議会があり、建設委員も審議会委員ですが、この問題につきましては、委員より活発な傾疑があり、すしたの、その内容については課長からお願いたしたいと思ひます。

○都市計画課長（浅見裕康君）　ただいまの件の概要につきまして報告申しあげます。

現在策定されております地域地区の改訂案、その目的とするところは、まず第一義的には住宅環境の浄化ということから、表面的におさめております。しかしながらやはり地元の方自治体のいろいろな事情もあろうと、積極的に市民参加を得てこの改訂案の実現をはかるという状況であります。現在各自治体におきまして国から示されたものを東京都が受けて、東京都から示された案について審議され、その最中であり、当市の都市計画審議会とす

に三回行なわれており、先きほど傾疑がございまして建設委員会が終了後都市計画審議会を開いたわけですが、私も現在関連市町あるいは上級官庁にある東京都との交渉を重ね、示された改訂案の内容を説明申し上げてあるわけですが、結論といたしまして住宅環境の保護、保全というものはたしかにわかるけれども、実面的には福生市の将来の発展のためには、ブレーキとなり悪影響が将来にわたっておよぼすだろうと、もう少し土地の効率的な利用等を考へ合せ、かつ福生市が商業地域としてこれから発展していくという将来の見地からも、もう少し商業地域の問題とか、その他の一般的な土地の効率化をはかって発展していくべきであろうという意見もいただいております。これについては私も東京都の担当部局と十分協議いたしました。福生市の都市計画審議会の審議過程等についてもつぶさに報告申しあげ、さらに、それらに手を加へた案として再度都市計画審議会におきましては、おりのしたしまして結論をいたしたならば、さらに福生市

議会の全員協議会等を通じましてその概要を申しあげ、又各市民に對しましてのPRや説明等をさせていただくたいということを考えて頂くわけでございます。

一応審議会におきましてはただいま申しあげましたような事情でございますが、結論としてしましましてはさらに検討を要するということであるので東京都と十分要望を地元として申しあげて色ぬりを手をおしをしていただくというご指摘を受けたというところで、以上概要について申しあげましたが、よろしく願います。

○二十三番(塩野鉄三郎君) 大体今の説明でわかりますけれども、過日商工会の商業部会におきまして大野局長から近々担当の課長からこの問題について説明を受けるということを聞きまして、わかりの議会としてただいまの説明で全員協議会が——という説明がございしましたが、建設委員以外のはこの内容は全然聞いていないわけでございます。その面について全員が知っておくべき重要な問題だと思ひます。将来福生市の発展の

左右を決めるような大きな問題であり、決ってから陳情だ請願だといったものなかな改正さいるものではありせん。そういう面は全員協議会を開く予定なら早急に聞いていただくことを要望いたします。

○議長(末次性男君) 以上ご質疑を終ります。

○十二番(森田秀雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については討論を省略し、委員会報告とおりお決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま森田秀雄

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおりお決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第四十

号昭和四十七年度福生市福生都市計画(福生土地区画整理事業会計